

管理不全空家等に対する状況

資料2

5. 管理不全空家等及び特定空家等に対する措置状況

()内は市区町村数

	管理不全空家等		特定空家等						合計
	指導	勧告	助言・指導	勧告	命令	行政代執行	略式代執行	緊急代執行	
平成27年度			2,194 (121)	60 (24)	6 (5)	2 (2)	8 (8)		2,270 (125)
平成28年度			3,062 (203)	215 (73)	19 (16)	10 (10)	28 (24)		3,334 (217)
平成29年度			4,058 (275)	304 (93)	37 (27)	12 (12)	40 (33)		4,451 (301)
平成30年度			4,524 (325)	379 (107)	43 (21)	18 (14)	51 (46)		5,015 (359)
令和元年度			5,320 (398)	442 (136)	38 (30)	28 (25)	67 (55)		5,895 (442)
令和2年度			5,755 (403)	484 (150)	64 (46)	24 (22)	67 (55)		6,394 (451)
令和3年度			5,453 (417)	549 (156)	85 (61)	47 (43)	84 (74)		6,218 (487)
令和4年度			4,568 (417)	622 (159)	90 (58)	39 (36)	71 (54)		5,390 (469)
令和5年度	1,091 (92)	0 (0)	4,246 (374)	534 (161)	74 (61)	33 (31)	94 (79)	5 (5)	6,077 (518)
小計	1,091 (92)	0 (0)	39,180 (850)	3,589 (458)	456 (219)	213 (151)	510 (263)	5 (5)	
合計	1,091 (92)				43,953 (894)				45,044 (917)

「管理不全空家等」とは、空家法の改正（令和5年12月）により新たに設けられた区分で、「適切な管理が行なわれていないことによりそのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態にあると認められる空家等」を指す。（空家法第13条第1項）

6. 適切に管理されていない空き家に対する
市区町村の取組による除却や修繕等※の推進

	件数
空家法の措置により除却や修繕等※がなされた 管理不全空家等	1,220
空家法の措置により除却や修繕等※がなされた 特定空家等	24,435
上記以外の市区町村による空き家対策の取組により、 除却や修繕等※がなされた空き家	166,885
合計	192,540

※ 除却や修繕等：除却、修繕、繁茂した樹木の伐採、改修による利活用、その他適切な管理

7. 空き家等の譲渡所得3,000万円
控除に係る確認書の交付実績

	交付件数
平成28年度	4,453
平成29年度	7,035
平成30年度	7,646
令和元年度	9,676
令和2年度	9,789
令和3年度	11,984
令和4年度	13,063
令和5年度	13,711
合計	77,357

改正法による新たな措置

中部地方整備局作成資料から引用

管理不全空家等に係る県内市町村の状況

○判定基準について

策定済み	2	名古屋市、岡崎市
半年以内	5	
令和6年度中	17	
来年度以降	4	
未定	21	
予定なし	5	

○ガイドライン以外の独自の基準項目

あり	3	・指導に対する態度 ・所有者不存在の場合 ・文書による指導を行っても改善が見られない場合 ・地元要望書の提出がある場合 等
なし	37	

・ガイドライン: 管理不全空家等及び特定空家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針

○認定や措置について

空家担当課	6	
協議会へ諮問	10	
その他	6	・内部委員会や庁内会議に諮問 ・空家担当課で認定後、協議会へ報告
未定	19	

○空家等対策計画への記載

記載している	6	
検討中	32	
予定なし	16	